

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

固定資産税は土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税され、事業（農業・営業・不動産等）を行っている方は、その年の1月1日現在に所有する償却資産を申告することとなっています。（地方税法第383条第1項）

● 償却資産とは？

会社や工場、商店などの経営や、農業を営んでいる個人や法人が事業のために用いる下記①～④の資産のうち、土地や家屋以外で、その減価償却費（額）が法人税法または所得税法の計算上、必要な経費に算入されるもの（減価償却費として計上するもの）をいいます。ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

資産の種類	主な償却資産の例
① 構築物	外構工事（門、フェンス、駐車場など）、パイプハウス など
② 機械及び装置	太陽光発電設備、加工・製造機械 など
③ 車両及び運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車 など
④ 工具及び器具	エアコン（ビルトインを除く）、パソコン等OA機器 など

- 12月中旬頃、資産の申告が必要な事業所または事業所得者に申告書を送付します。
新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方はご連絡ください。
- 該当する資産が無い場合や、所有する資産に変更がない場合も申告書のご提出をお願いします。
- 電子申告については、地方税電子化協議会のホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

○ 太陽光発電設備について

- 事業者は、発電量にかかわらず申告対象となります。
- 個人の場合も、売電方法や発電量により申告が必要です。



○ 申告書提出期限について

町内で事業を行っている個人、または法人は令和2年1月1日現在の資産状況を償却資産申告書に記入し、期限までに財務課 資産税係（役場1階④番窓口）へ提出してください。

令和2年度 申告書提出期限：令和2年1月31日（金）

農地の利用意向調査にご協力をお願いします

問 農業委員会事務局 ☎62-9234

農業委員会では、毎年1回、町内全ての農地について利用状況調査を行っています。その結果をもとに、不作付農地（維持管理のみの農地）、遊休農地（耕作をされていないと思われる農地）の所有者へ「農地利用意向調査書」を送付しますのでご協力ををお願いいたします。

遊休農地は、農業委員会の目視により判断をしています。耕作をしているにも関わらず、誤って遊休農地と判断された場合には、その旨をお知らせください。

● 利用意向調査とは？

この調査は、「農地法」に基づき、遊休農地の所有者に対して、その農地の利用意向を調査するものです。仮に、農地の利用意向が決まっていない場合は、「農地中間管理機構」への貸し付けを促すことを目的としています。

● 農地中間管理機構とは？

農地中間管理機構は、「農地中間管理事業に関する法律」に基づく公的機関です。

耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、経営規模の拡大を希望する担い手等に貸し付けを行います。ただし、機構事業規程に基づき事業を進めており、希望された全ての農地を借り受けられるものではありません。